

## ◆基本財産担保提供承認申請について

### 1 概要

ア 社会福祉法人が基本財産を担保に提供する場合は、基本財産の価値を減少させるものであるため、財産の処分同様理事会の議決等定款例で定める手続き後、古河市長の承認を得ることが必要です。

担保を提供するには具体的な必要性がなければならぬため、根抵当権の設定は認められないことになっています。

イ 特例として、以下の場合は承認が不要となります。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合

#### ※イの根拠法令

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第25条

社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）

#### ※(一社)第二地方銀行協会への厚労省回答（H28. 1. 15）

Q：社会福祉法人の利便性向上のため、当該法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを届出等で済むよう簡素化していただきたい。

A：独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要な資金の融通をもって、福祉の増進を図ることを目的とする。この法律の規定に基づき、社会福祉施設等の維持・継続を最優先の課題として融資を行っており、国としてはこの政策融資を財政的に支援していること。等から、独立行政法人福祉医療機構は、融資先が経営不振に陥ったからといって担保物件を直ちに処分しないことが確実な金融機関であることから例外的に所轄庁の承認を不要としている。

### 2 担保提供の目的等

#### ① 目的

担保提供に係る借入金の目的は、社会福祉事業に充てられるものでなければなりません。公益事業や収益事業目的の借入金、役員や理事長が経営する会社等の債務の担保に供することは認められません。

## ② 償還計画の確実性

借入金については、償還財源や事業収入等を考慮し、適正な償還計画とする必要があります。

## 3 基本財産担保承認申請の流れ

- (1) 事前相談（健康福祉部福祉総務課）
- (2) 理事会において、理事総数の3分の2以上の同意を得て議決する。（評議員会を開催し、意見を聴取してください。）
- (3) 「基本財産担保提供承認申請書」を必要書類とともに、古河市長に提出する。
- (4) 古河市において審査（必要性・妥当性、提供先の確実性、資金計画・償還計画、法人の意思決定等）を行い、適当と認められた場合には「基本財産担保提供承認書」を交付。
- (5) 承認後、当該基本財産を担保に設定する。

## 4 申請時期

基本財産の担保提供が必要になった時期で、特に期限はありませんが、余裕を持って計画してください。

## 5 申請書類及び添付書類

- 基本財産担保提供承認申請書
- 添付書類
  - 理事会及び評議員会議事録（写）※原本証明
  - 定款（写）※原本証明
  - 不動産登記事項証明書（原本）
  - 資金計画書、償還計画書（写）※原本証明
  - 工事関係書類（工事契約書又は見積書（写）、建物の図面、公図等）
  - その他必要な書類（必要に応じて指示します）

## 6 提出部数

図面等を除き、A4版とし、正副各1部提出してください。